

第9回 化学物質と環境に関する政策対話 平成27年12月25日

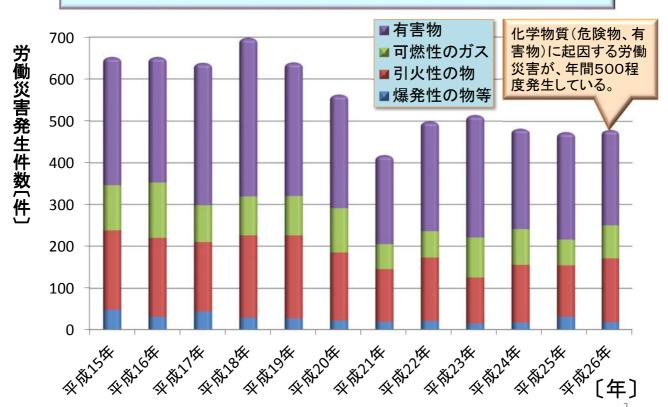
労働安全衛生法令の改正 (平成28年6月施行)

厚生労働省労働基準局安全衛生部 化学物質対策課

化学物質国際動向分析官 柳川行雄

1

化学物質(危険物、有害物等)に起因する 労働災害(休業4日以上)



資料出所: 労働者死傷病報告

労働現場で取り扱われている 化学物質の現状

- ◆ 既存の化学物質は、約6万種類
- ◆ 毎年1,000種類以上の物質が新規に届出 (1事業場当たり100【kg/年】を超えて製造 or 輸入)
- ◆少量新規化学物質は、年間約16,000物質 (1事業場当たり100【kg/年】以下を製造 or 輸入)

3

「第12次労働災害防止計画」

現状と課題 規制対象となっていない化学物質への対策が課題

【目標】職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする

【講ずべき施策】

- a 発がん性に着目した化学物質規制の加速
- b リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供
- c 作業環境管理の徹底と改善

労働者の健康障害予防のために

製造・輸入業者等による 化学物質の危険性・有害性に関する情報の把握

把握した情報の関係事業者等への伝達(SDS等)

事業者によるリスクアセスメントの実施

結果を踏まえたリスク低減措置の実施 (使用中止・代替化、局所排気装置等の設置、保護具の使用等) | 確実な実施のための仕組みの構築

.

労働安全衛生法令の改正(平成28年6月施行)について

【改正趣旨】

一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、労働災害の未然 防止を図るため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリス クに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設する

施行後 現行 製造禁止 製造禁止 石綿等 8物質 特別規則 リスクアセスメント義務 健康障害多発 119物質 **(SDS)交付義務** 安全データシート **(SDS)交付義務** 安全データシート (特にリスクの高い業務あり) PCB等 (リスクアセスメント努力義務) <mark>建康障害発生</mark> (使用量や使用法 基づく措置の努力義務)(リスクアセスメント結果に 基づく措置の努力義務)(リスクアセスメント結果) 640物質 によってリスク (ラベル表示努力義務) (SDS交付努力義務) (SDS交付努力義務) (リスクアセスメント (ラベル表示努力義務) 約6万物質

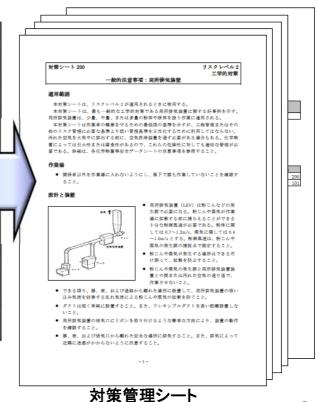
改正法の概要

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は(※)有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となる。(罰則なし)
- 事業者には、リスクアセスメントの結果に基づき、労働安全衛生法令の措置を講じる義務があるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講じることが努力義務となる。
- 上記の化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業者が対象(規模・業種の限定なし)である。
- RA等の適切・有効な実施を図るため国が指針を示す。
- 施行時期:平成28年6月1日(経過措置はない)
 - ※「又は」とあるのは危険性又は有害性の一方のみを行えばよいという趣旨ではない。

コントロールバンディング/CB(厚労省方式)

WEBサイト上で ブラウザから入力

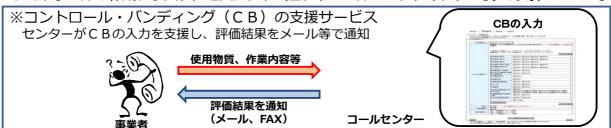
- ●化学物質の名称
- ●作業内容(選択式)
- ●作業者数(選択式)
 - ※ リスク判定には使用していない
- ●GHS区分(選択式)
- ●液体、固体の別(選択式)
- ●取扱温度
- ●沸点
- ●取扱量(ml, L, 1000Lの別)



RA実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口 (コールセンター) を設置し、電話やメール等で相談を受付 SDSやラベルの作成、リスクアセスメント (コントロール・バンディングの使い方等) について



2. <u>化学物質取扱業種におけるリスクアセスメント支援活動促進事業</u>製造メーカーの情報伝達の在り方の検討と研修、 化学物質を取り扱う業種の固有のリスクアセスメントの手法の開発



3. <u>ラベル表示を活用した労働者の教育推進事業</u> 化学物質を取り扱う労働者がラベル表示の内容を適切に理解するため、 労働者教育用のテキストやマニュアル等を作成するなど

